

事前評価調書

I 事業概要																																																											
事業名	漁港漁場事業（漁港漁村環境整備）																																																										
地区名	篠島漁港																																																										
事業箇所	知多郡南知多町大字篠島地内																																																										
事業のあらまし	<p>別途計画している海岸保全施設（胸壁）が、漁港施設用地内に整備され、漁港利用が分断されるため、土地利用の見直しを行うとともに、既存の船揚場及び物揚場（-0.7m）を物揚場（-2.0m）に改良し、安全で快適な漁業地域の形成を図る。</p> <p>また、臨港道路を整備することにより、漁港までのアクセス時間を短縮するとともに、津波時の避難路として活用し、安全で快適な漁業地域の形成を図る。</p>																																																										
事業目標	<p>【達成（主要）目標】 物揚場及び臨港道路を整備し、安全で快適な漁業地域の形成を図る。</p> <p>【副次目標】（必要に応じて記載する）</p>																																																										
事業費	事業費		内訳																																																								
	4.9億円		■工事費 3.4億円、■用補費 1.0億円、■その他 0.5億円																																																								
事業期間	採択予定年度	平成27年度	着工予定年度	平成27年度	完成予定年度	平成33年度																																																					
事業内容	物揚場 N=3箇所 臨港道路 N=1式																																																										
II 評価																																																											
①事業の必要性	1) 必要性	<p>既存の漁港施設は老朽化や利用形態の変化により、施設の更新や改良が必要となっている。また、別途計画している海岸保全施設の整備により、漁港施設用地が分断されることから漁業利用に支障をきたすため、土地利用の見直しを踏まえた漁港施設の整備が必要である。</p> <p>一方、島西側の漁港においては、津波時に海沿いの臨港道路を経由する必要があるため、避難に時間を要するため、漁港背後へ直接アクセスする道路を整備する必要がある。</p>																																																									
	判定	A	<p>A： 現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。 B： 現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。</p> <p>【理由】 漁港施設や臨港道路を整備することで、安全で快適な漁業地域の形成を図る必要があるため。</p>																																																								
②事業の実効性	1) 事業計画	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th>H32</th> <th>H33</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">工種区分</td> <td>調査・設計</td> <td>←</td> <td>→</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>用地・補償</td> <td></td> <td>←</td> <td>→</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>臨港道路</td> <td></td> <td>←</td> <td></td> <td>→</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>物揚場</td> <td></td> <td></td> <td>←</td> <td></td> <td></td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>事業費（億円）</td> <td colspan="3">3.9</td> <td colspan="3">1.0</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>						H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	工種区分	調査・設計	←	→					用地・補償		←	→				工事							臨港道路		←		→				物揚場			←			→	事業費（億円）	3.9			1.0			
		H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33																																																			
工種区分	調査・設計	←	→																																																								
	用地・補償		←	→																																																							
	工事																																																										
	臨港道路		←		→																																																						
	物揚場			←			→																																																				
事業費（億円）	3.9			1.0																																																							
2) 地元の合意形成	<p>事業計画の策定にあたっては、関係機関と協議調整を図るとともに、地元自治体や漁業者を含めた関係者により構成される協議会で地元の合意形成を図る取り組みを進めており、地元の合意形成は図られると判断をしている。</p>																																																										
判定	A	<p>A： 事業計画の実効性が期待できる。 B： 事業計画の実効性が期待できない。</p> <p>【理由】 事業計画に無理がなく、地元との合意形成に向けて調整を行っており、実効性が期待できるため。</p>																																																									
III 対応方針																																																											
事業実施が妥当である。	<p>事業実施が妥当である。： 上記①及び②の評価がすべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない。： 上記以外のもの。</p>																																																										
IV 事後評価実施の有無と主な評価内容																																																											
<p>■対象（事業完了後5年目） □対象外</p> <p>【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】</p> <p>【主な評価内容】 物揚場の漁船の係留状況、漁村から漁港までのアクセス状況</p>																																																											